

第85回組合会開催

平成23年7月6日(水) 新潟東映ホテル

- 平成22年度事業報告・決算を認定
- 表彰(退任役員議員)(退職職員)(健康優良家庭・者)



新建
国保
だより

●発行所

新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人

理事長 吉田 秀夫

第85回組合会は、平成23年7月6日(水)12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

小林理事(柏崎刈羽)の司会により、松田副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の挨拶後、瀧澤議長(魚沼)小林副議長(上越北)の運営により議事に入りました。

審議の結果、承認及び可決された議案は、次のとおりです。

議事内容

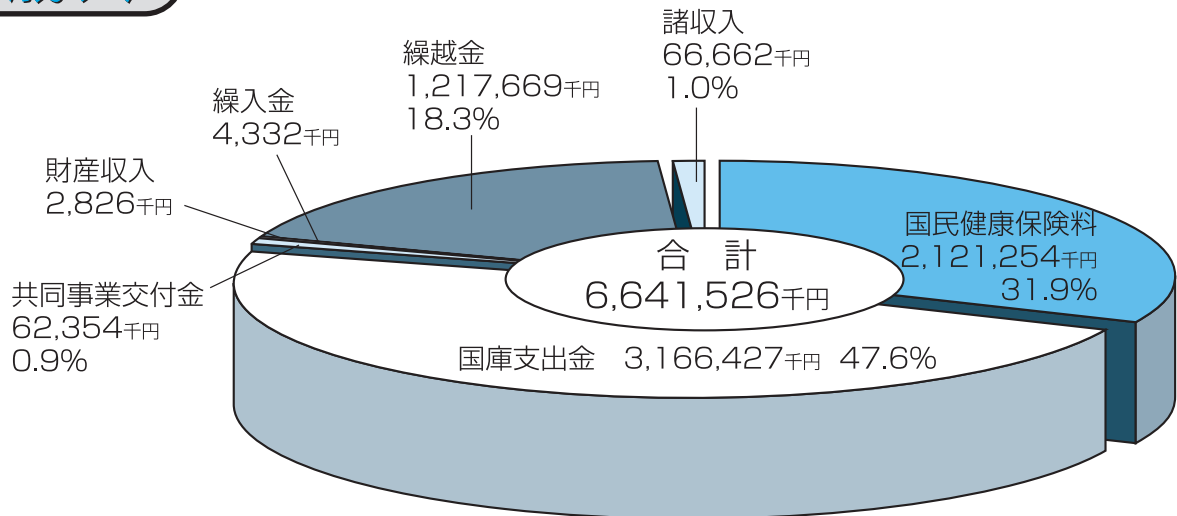
- 報告第1号 組合会議員の異動報告について
- 報告第2号 専決処分報告について
- 認定第1号 平成22年度事業実績の認定について
- 認定第2号 平成22年度歳入歳出決算の認定について
【監査報告】
- 議案第1号 平成22年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について
- 議案第2号 平成23年度歳入歳出補正予算の承認について

議事終了後、協議・報告事項を承認、富永副理事長(上越南)の閉会挨拶により第85回組合会を終了しました。

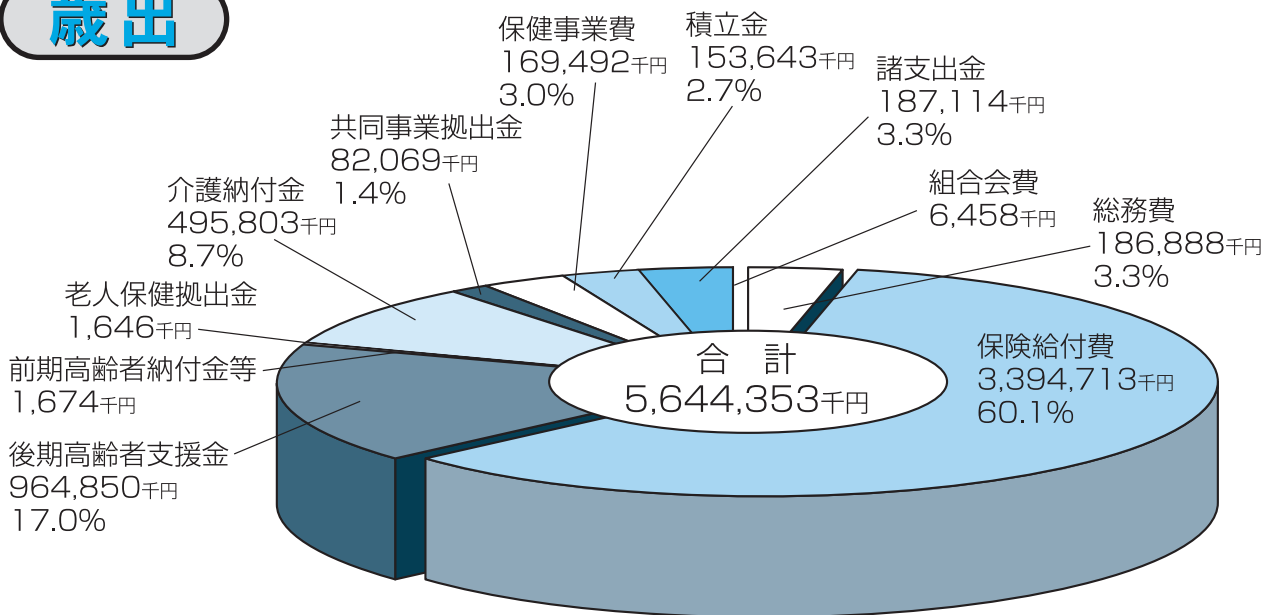
閉会后、退任役員等の表彰、平成22年の健康優良家庭(者)の表彰を行い、全日程を終了しました。

平成22年度 決算構成

歳入



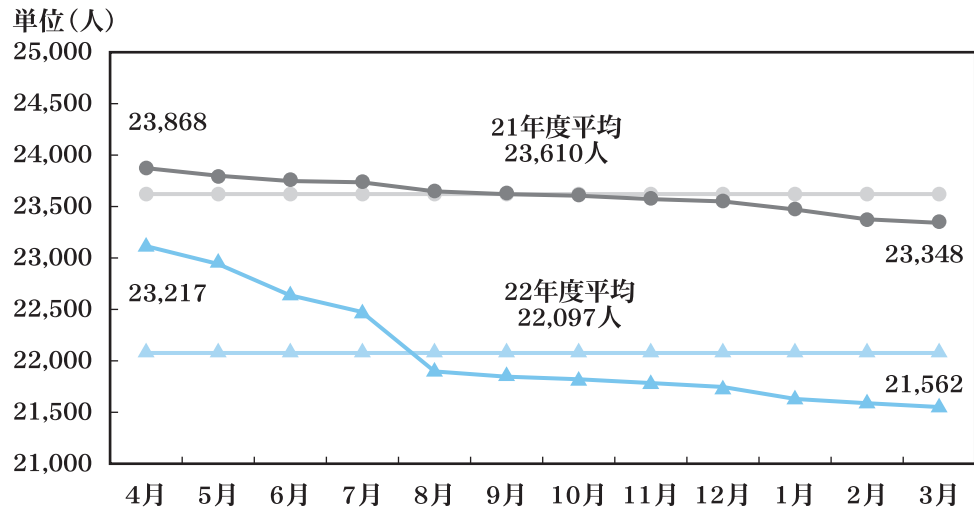
歳出



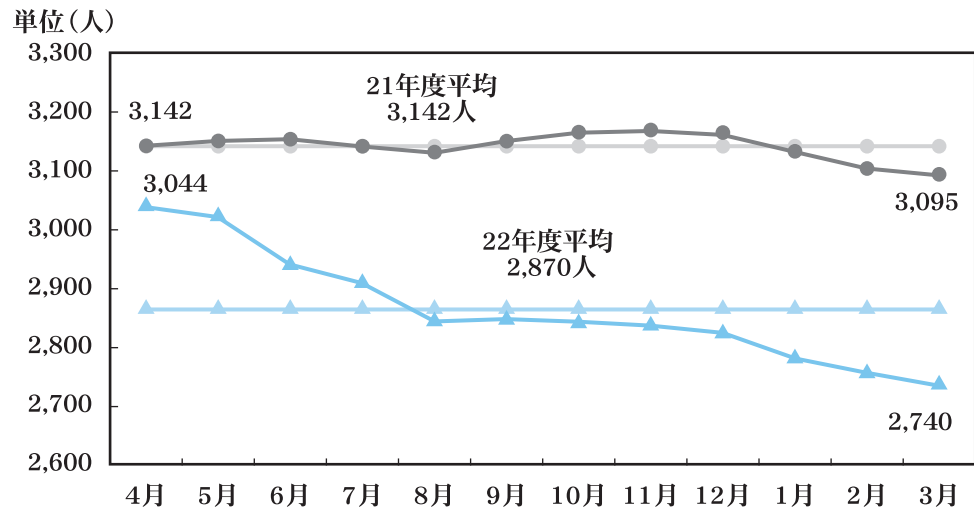
歳入歳出差引金額
997,172千円

被保険者の状況

組合員・家族
合計

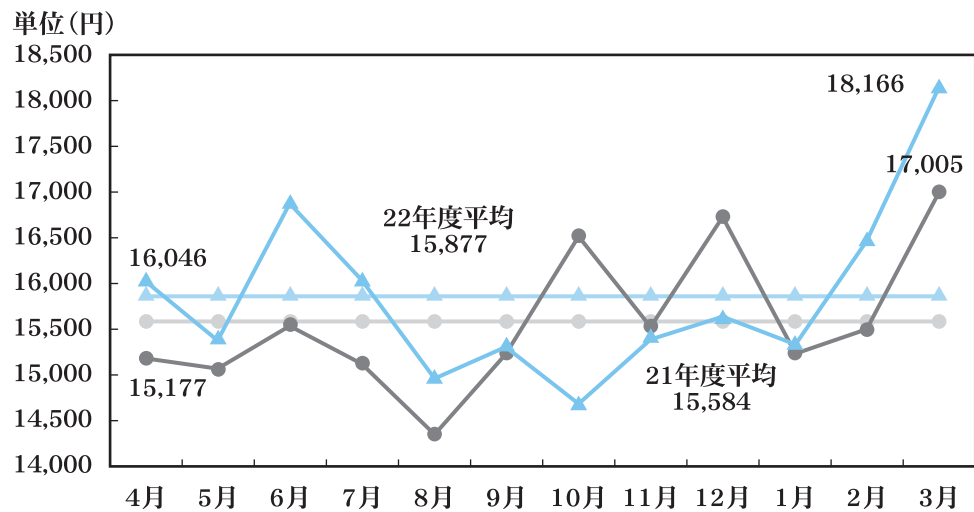


前期高齢者
(65~74歳)



医療費の状況(月別1人当り)

被保険者
合計



◆感謝状被贈呈者◆

役員・議員(2名)

敬称略

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
加藤 真一	能生	平成18年7月8日～平成23年3月31日	4年9ヶ月
猪股 正義	新潟	平成13年4月1日～平成23年3月31日	10年

職員(17名)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
高橋 勝支	新潟	平成17年4月1日～平成23年3月31日	6年
村山 宏	新潟	平成17年4月1日～平成23年3月31日	6年
堀 幸雄	新潟	平成15年4月1日～平成23年3月31日	10年
小林 正晴	阿賀北	平成17年4月1日～平成23年3月31日	6年
星野 義博	新津	平成15年7月8日～平成23年3月31日	7年9ヶ月
稲葉 稔	西蒲燕	平成19年4月1日～平成23年3月31日	4年
高橋 雄吉	岩船	平成19年4月1日～平成23年3月31日	4年
鈴木 藤男	岩船	平成17年4月1日～平成23年3月31日	6年
阿部 岩夫	五泉	平成19年4月1日～平成23年4月30日	4年1ヶ月
松本 米吉	横越	平成19年4月1日～平成23年3月31日	4年
吉田 和雄	長岡	平成9年4月1日～平成23年3月31日	14年
山田 勝	出雲崎	平成19年1月1日～平成23年3月31日	4年3ヶ月
小宮山 巳一	十日町	平成2年8月1日～平成23年3月31日	20年8ヶ月
遠田 彰平	十日町	平成3年8月1日～平成23年3月31日	19年8ヶ月
西脇 友太郎	越路	平成17年4月1日～平成23年2月18日	5年11ヶ月
丸山 賢二	上越南	平成19年4月1日～平成23年3月31日	4年
丸山 勇	頸南	平成15年4月1日～平成23年3月31日	8年

支部職員(3名)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
水田 清子	新潟	平成8年4月1日～平成22年9月30日	14年6ヶ月
小池 ヒサ子	村上	平成11年7月1日～平成23年1月31日	11年7ヶ月
宮本 悦子	三和	平成8年9月1日～平成23年3月31日	14年7ヶ月

本部職員(1名)

氏名	勤続期間	勤続年数
豊島 芳子	昭和45年8月4日～平成22年12月31日	40年4ヶ月

平成22年 健康優良家庭(者)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	23人	24人	16人	63人
健康優良者	205人	165人	120人	490人
合計	228人	189人	136人	553人



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごし下さい。

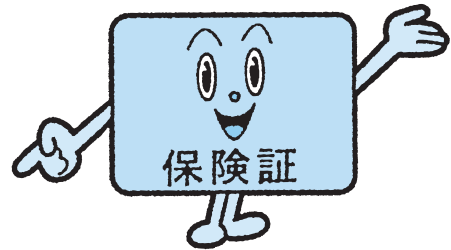
保険証が変わりました! (8月1日から「空色」に)

保険証は一人一枚交付されます。氏名、生年月日、住所などに間違いがないか良く確かめましょう。

保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご利用ください。

大学生・専門学校生・予備校生は、在学証明書が必要です。必ず提出してください。

【注】 就職や転出等により資格がなくなった場合、住所が変更になった等は14日以内に必ず届け出てください。



※国民健康保険特定疾病療養受領証・国民健康保険限度額適用認定証も23年度分の判定手続きが必要です。

仕事中のケガや病気は労災保険で!

最近、仕事中のケガが急増しています
まだ特別加入していない事業主・一人親方は、早急に加入して下さい!

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう。



ケガや病気をしたとき

療養補償給付…仕事中にケガや病気をして療養を要する場合に支給されます。

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえないときに支給されます。

ケガや病気が治らないとき

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合に支給されます。

死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合に遺族に支給されます。

毎年1回、必ず人間ドックや特定健診などを受診しましょう!

特定健診

生活習慣病の予防を目的とした健診です。保健師による保健指導もあります。

受診に必要なもの

受診券

若草色(4月郵送済み)+

保険証

健診費用

●特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診でも受診できます。

(円)

特定健診	検査項目数	費用額	自己負担額
集団	23	6,573	1,315
個別	23	8,154	1,631

地域により異なる場合があります。

(円)

人間ドック	検査項目数	費用額	自己負担額
	62	約35,000~38,000	約15,000~18,000

費用額は健診機関により異なります。

●人間ドックを受診する方は特定健診を受診する必要はありません。

人間ドックの健診項目には特定健診が含まれています。その場合も特定健診受診券は必要です。

人間ドック

胃カメラも選択可能です。但し、健診機関へ事前予約が必要です。

下記健診機関では、バリウム検査の代わりに胃カメラ検査に変更することができます。

- 労働衛生医学協会 …………… ☎025-267-1200
- 健康管理協会 …………… ☎025-283-3939
- 健康医学予防協会 …………… ☎025-279-1100
- 上越地域総合健康管理センター (上越総合病院) … ☎025-524-7111

追加料金等の詳細は
健診機関に
お問い合わせください。

ファミリー健診パック

特定健診の検査項目の外に、胸部・胃部のX線、心電図、眼底、大腸ガン検診も含んでいます。特に、家族の方から積極的に受診していただくために、人間ドックよりも安価な料金です。

40才~75才未満 **ファミリー健診 + 特定健診**

20才~40才未満 **ファミリー健診**

(円)

ファミリー健診パック	検査項目数	費用額	自己負担額
	43	15,750	4,725

新潟県労働衛生医学協会、新潟県健康管理協会、上越地域総合健康管理センター、新潟県健康医学予防協会を受診できます。



人間ドック、ファミリー健診パックは事前予約が必要です。支部へお問い合わせください。被保険者としての資格期間が1年以上で、20歳以上の者が対象です。

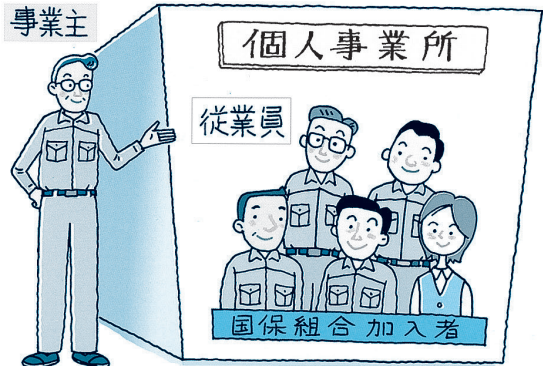
建築国保組合 加入者のみなさまへ

法人事業所等の

「適用除外承認申請」の手続きはお済みですか？

**健康保険被保険者
適用除外承認申請**が必要な事業所は

① 法人事業所に新しく雇われた従業員



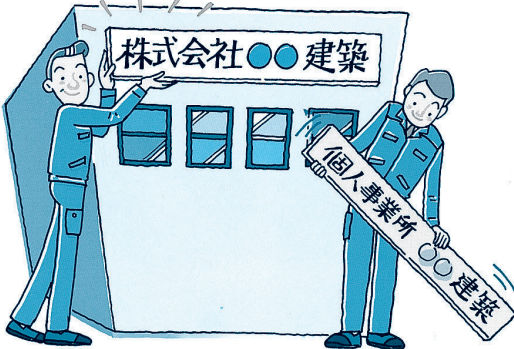
② 個人事業所で従業員が5人以上いる場合

個人事業所の従業員(常勤)が5人以上のときは全員の健康保険適用除外申請の手続きが必要になります(個人事業主は健康保険適用除外の対象になりません)。

③ 個人事業所が新しく法人事業所になる場合

法人事業所の役員・従業員(常勤)は、以下の加入要件が必要。

1. 社会保険適用済み事業所(社会保険からの戻り)でないこと
2. 政府管掌健康保険適用除外承認を受けていること

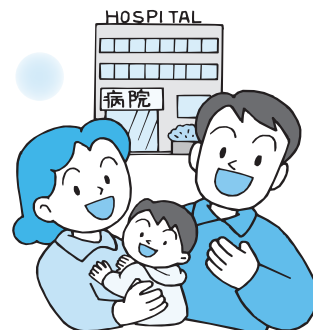


なお、法人事業所の新規加入はできません

<p>次のような変更があった場合は、必ず建築国保組合に届出を！</p>	● 個人事業所から法人事業所になった場合
	● 法人事業所から個人事業所になった場合
	● 法人事業所を廃止した場合
	● 法人事業所の事業主が代わった場合
	● 法人事業所の従業員が事業所を移動した場合

適正受診にご協力を

賢い患者は上手に医療費節約!



医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。また、休日・夜間は医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して医療が受けられるよう、また最終的に保険料や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、以下のことに留意しましょう。

- 休日や夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診する際には、平日に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- 夜間・休日に子供の急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談(#8000)の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師から子供の症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
※小児救急電話相談が利用できる時間はお住まいの自治体によって異なります。
- かかりつけの医師を持ち、まずかかりつけの医師に相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により身体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、医師に伝えて話し合ってみましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。